

指定地域密着型通所介護にちにちそうみはら運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人謙心会が開設する指定地域密着型通所介護にちにちそうみはら（以下「事業所」と言う。）が行う指定地域密着型通所介護及び大田原市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「指定地域密着型通所介護等」という。）の事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適正な指定地域密着型通所介護等を提供する事を目的とする。

- 2 事業所の職員は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、必要な援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健、医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 にちにちそう みはら
- (2) 所在地 大田原市美原3-3348-24

第2章 職員及び職務の内容

(職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤 兼務）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 生活相談員 1人以上（常勤）
生活相談員は、指定地域密着型通所介護等の利用申し込みに係る調整、地域密着型通所介護計画書、地域密着型介護予防通所介護計画書又は通所介護相当事業に係るサービス計画（以下「地域密着型通所介護計画等」と言う。）の作成等を行う。また、利用者の相談・援助などの生活相談に従事する。
 - (3) 看護職員 1人以上（常勤・非常勤 兼務）
看護職員は、利用者の健康管理、疾病の早期発見、助言等に従事する。
 - (4) 介護職員 1人以上（人員配置基準に従う）
介護職員は、利用者心身の状況等を把握し、必要な日常生活上の介護、援助に従事する。
 - (5) 機能訓練指導員 1人以上（常勤・非常勤 兼務）
機能訓練指導員は、利用者の日常生活に必要な機能の減退防止のための訓練指導に従事する。
- 2 管理者は、前項の規程にかかわらず、必要に応じ職員に他の職種に属する職務を命じることができる。

(会議)

第4条 事業所の円滑な運営を図るため、次の会議及び委員会を設置する。

- (1) 調整会議
- (2) 所長・主任会議
- (3) 職員会議
- (4) 運営委員会
- (5) 研修委員会
- (6) 安全対策委員会
- (7) サービス向上委員会

- (8) 衛生管理委員会
- (9) 給食委員会
- (10) 車両担当者会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 営業日及び営業時間、利用定員、事業実施地域等

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 1月1日、1月2日を除く毎日とする。
- (2) 営業時間 午前8時10分から午後5時10分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。但し、特別な事情がある場合この限りではない。(延長利用の場合は要相談)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、以下の通りとする

- (1) 月曜日から土曜日は18人までとする。
- (2) 日曜日は10人までとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 事業所の通常の実施地域は大田原市とする。

第4章 指定地域密着型通所介護等の内容と利用料及びその他の費用

(指定地域密着型通所介護等の内容及び利用料その他の費用)

第8条 指定地域密着型通所介護等の内容は、居宅サービス計画、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメントに係るケアプラン(以下「居宅サービス計画等」と言う)に基づき、次の各号に掲げるサービスを提供する事とする。

- (1) 身体介護に関する事
日常生活動作能力の程度により、排泄の介助、移動、移乗の介助等その他必要な身体の介助を行う。
- (2) 入浴サービス
家庭において入浴する事が困難な利用者に対して、衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身等その他、必要な入浴の介助を行う。
- (3) 食事サービス
食事を希望する利用者に対して、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助等、その他必要な食事の介助を行う。
- (4) 機能訓練に関する事
体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作の訓練を行う。
- (5) 日常の生活に関する事
利用者が生きがいのある快適で豊かな日常生活を送る事ができるよう、仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持、向上、自信の回復や情緒安定を図る
- (6) 送迎に関する事
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- (7) 相談、助言に関する事
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

2 指定地域密着型通所介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣及び関係市町村が定める基準によるものとし、当該指定密着型通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

3 その他の料金として

- (1) 食事を提供した場合1食当たりの食費を600円とする。

- (2) おやつを提供した場合1食あたり50円とする。
- (3) 洗濯代として1回、150円とする。
- 4 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護等の提供において、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費とする。
- 5 第1項から第4項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

第5章 事業所の利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 指定地域密着型通所介護等の利用者は、管理者・生活相談員・看護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護等の利用者は、身の回り及び事業所の環境衛生保持のため協力しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護等の利用者は、努めて健康に留意するものとし、必要な場合は、看護職員等の指示に従い診療等を受けなければならない。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時、事故発生時における対応方法)

第10条 職員は、介護の提供を行っている時に容態急変時・事故発生時等の対応については以下のとおりとする。

- (1) 利用者の容態が急変した場合は、速やかに家族、担当主治医等へ連絡し、必要な措置を講じなければならない。
- (2) 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、介護支援専門員及び保険者等の関係機関へ速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- (3) 事故発生時における、職員の対応方針を定めた事故対応マニュアルを整備し、職員に徹底し迅速な対応に努める。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第11条 事業所では地震、風水害、火災と他の非常災害(以下「非常災害」という。)に備えるため、消火設備その他、必要な設備を設けるとともに、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定する。

- 2 事業所は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への報告及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に職員、利用者等に周知する。
- 3 事業所は、非常災害に備えるため、避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を年2回以上実施する。
- 4 事業所は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業等を継続的に実施するた

めの計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的
に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うもの
とする。

第8章 その他の運営に関する事項

（衛生管理）

第13条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理
に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

（感染症防止対策）

第14条 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する感染症対策委員
会を1ヶ月に1回程度定期的で開催し、その結果を職員に周知徹底する。

- 2 事業所は、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所は、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための
啓発、研修を定期的に年2回以上実施する。

（虐待防止のための措置に関する事項）

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものと
する。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、
職員に周知徹底を図る。
- （2）虐待の防止のための指針を整備する。
- （3）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く事とし管理者がそれに当たる。

- 2 事業所は、サービス提供中に、事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）
による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するもの
とする。

（秘密保持等）

第16条 事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそ
の家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、
文書により利用者の同意を得る。

（苦情対応）

第17条 事業所は、その提供した指定地域密着型通所介護等に関する利用者及びその家族からの苦情
に迅速かつ適正に対応するための体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録するとともに、当該苦情に
対し迅速かつ適切に対応する。
- 3 事業所は、その提供した指定地域密着型通所介護等に関し、保険者が行う文書その他の物件の提

出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 4 事業所は、保険者からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を保険者に報告する。
- 5 事業所は、提供した指定地域密着型通所介護等に関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(研修)

第18条 事業所は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を与えなければならない。

(ハラスメント対策)

第19条 事業所は、適切な指定地域密着型通所介護等を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携等)

第20条 事業所はその運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 2 事業所が行う指定地域密着型通所介護等を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 3 運営推進会議の構成メンバーは利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、大田原市の職員、地域包括支援センターの職員及び地域密着型通所介護等についての知見を有する者とする。
- 4 運営推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回とする。
- 5 運営推進会議は指定地域密着型通所介護等についての利用状況及び活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(記録の保存)

第21条 事業所は、利用者に対する指定地域密着型通所介護等の提供に関する記録を整備しその完了の日から5年間保存しなければならない。

(改正)

第20条 この規定に定めるもののほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人謙心会の理事長とにちそうみはらの管理者との協議に基づき定めるものとする。

附 則として

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附則として

この規程は令和6年4月1日から施行する。

おやつ、洗濯代の追記

附則として

この規程は令和6年6月1日から施行する。

おやつ代の変更

附則として

この規程は令和7年3月1日から施行する。

介護職員の員数

サービス提供時間の変更

附則として

この規程は令和7年4月1日から施行する。

利用定員の変更